

接岸	経岸	公共埠頭						
		専用埠頭						
はしけ取り								
はしけ落とし								
沖取	はしけ取り							
	水面落とし							
	計							

沿岸荷役実績

区分	取扱貨物量(トン)
総トン数500トン未満の接岸船舶に係る積卸しのうち当該船舶の揚貨装置を使用しないで行つたもの	
接岸船舶に係る積卸し(上記の積卸しを除く。)に直接に接続して行つた沿岸荷役	
はしけ積卸し	
荷さばき場から荷さばき場への横持ち	
コンテナ詰出し	

備考

- 1 この報告書は、一般港湾運送事業者及び港湾荷役事業者(港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。)が、自ら行つた船舶への貨物の積込み又は船舶からの貨物の取卸し又は沿岸荷役について港湾ごとに作成すること。
- 2 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点1位以下を4捨5入して、整数で記入すること。
- 3 自動車の欄の()には、台数を記入すること。
- 4 実入コンテナの欄及び空コンテナの欄の(- -)内には、20フィート型、40フィート型及びそれ以外の型のコンテナの個数を順に記入すること。
- 5 内航船による沖取がある場合には、はしけ取りの欄に記入すること。